【エネルギー関係】

１　エネルギー政策の総合的な推進について

（１）エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、令和７年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第７次エネルギー基本計画及びＧＸ２０４０ビジョンに基づき、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

特に、中東情勢の緊迫化などにより、エネルギーの確保が難しくなることが懸念されることから、国内の生産活動や国民生活に必要なエネルギーを確保するため、原油・ナフサの備蓄の在り方についても検討を進めるとともに、原油等の供給調達先の多角化や原油依存の低減に向けた再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化等の取組を進めること。加えて、エネルギー消費効率の高い設備や再生可能エネルギー設備への転換・導入支援など中長期的な取組に向けた環境整備の推進を図ること。

また、エネルギー政策の推進にあたっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

併せて、使用済燃料の再処理及び高レベル放射性廃棄物の最終処分を着実に進めること。特に最終処分については、国全体の課題として、電力の消費地も含め調査地点を早期に拡大すること。

（２）電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各府省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の事業者公募を複数年度にわたって継続すること等により、脱炭素電源の遺失地域に対する経済・雇用対策を大幅に拡張す

ること。
「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」における「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図ること。
また、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源及び長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

（3）水素・アンモニアエネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素・アンモニアエネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を図ることができるよう以下について積極的に取り組むこと。

ア　技術開発や実証研究の更なる推進
イ　燃料の種類及び地域間などで生じる価格差への十分な支援
ウ　燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入事業者のインセンティブとなる施策の展開と導入後の負担増に対する支援
エ　水素ステーションに係る整備・運営等に対する支援の強化、高圧ガス保安法から切り離した法整備等による関連規制の抜本的な緩和、補助金の分割払い等の中小企業の資金繰り対策
オ　水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び 2030 年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応える内陸地域も含めた広域的なサプライチェーン構築のための支援
カ　グリーン水素をはじめとするCO_2フリー水素や副生水素の利活用などについて、電力調達コストの低減、電力調整手段確立に向けた研究開発、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置
キ　水電解装置等の水素製造能力の強化
ク　水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化
ケ　カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度設計時における水素インフラの普及が進んでいない地域への配慮
コ　2031 年度以降の価格差・拠点整備のための支援策の構築など、水素価格低減に向けて事業者が安心して投資できる環境構築及び支援の拡充
サ　ＧＸ経済移行債の水素・アンモニア施策への割り当ての拡充、国で創設を検討されている「新たな投資枠」における海外市場も見据えた水素・アンモニア施策への十分な割り当て

（4）海洋エネルギー資源の開発

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

（５）エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靭な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア　地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ　天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するＬＮＧ輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ　石油製品の国家備蓄分散化

エ　Ｖ２Ｘシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ　カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

カ　蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築

（６）木質バイオマス発電所における需給バランス確保

近年、地域の供給力に見合わない木質バイオマス発電所が乱立し、数年後に発電所が稼働停止するなどの事案が見られることから、現実的に持続可能な供給体制を担保した計画であるか等、燃料供給の実現性を精査の上認定するとともに、持続可能な供給が可能となる環境整備を図ること。

２　地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大について

（１）再生可能エネルギーの地域との共生

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であるため、再生可能エネルギー発電施設については計画・設置・運営・廃棄の各段階において、地域との共生や環境への配慮、事故発生時も含めた安全確保が適切に図られるよう国の責任において適正な規制及び支援策を講じること。

特に太陽光発電は、昨年 12 月に閣議決定された大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実行に移すとともに、同パッケージには時間を要する取組もあることから、その間に事業着手を急ぐあまり、地域との共生をおろそかにするなど不適切な駆け込み案件が増加する懸念があるため、現時点でできる対策を早急に行うこと。既に開発に着手している事業についても、地域の実情に即して国が積極的に関与すること。

また、発電事業者が地域の理解を得ながら、自然環境や景観との調和、生活環境の保全、適切な土地利用を図るよう、許可制を含めた設置規制の強化を検討することに加え、適正な土地利用に向けては、地方公共団体や事業者の双方が法令等の手続きの進捗を共有できるシステム等を構築・整備すること。更に、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とするとともに被災等による再生可能エネルギー設備の放置の防止のため、地方公共団体においても、詳細な設置場所や所有者等の必要な情報を入手できる仕組みを構築すること。加えて、令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、同法に基づかない設備（オフサイトＰＰＡ等）に対しても、廃棄費用の確保等、同法と同様の措置を事業者に求める制度を構築すること。

併せて、「地球温暖化対策推進法」に基づく「促進区域」制度を市町村等が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る都道府県や市町村への財政支援、地域住民からの理解を円滑に得るため再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みの創設等、実効性の高い制度を構築すること。また、都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることとなったことから、地域脱炭素化促進事業制度の円滑な運用のため、都道府県及び市町村の共同した促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等についてのモデルケース等を示すこと。

（２） 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率４～５割の導入を視野に、以下の取組を講じ、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

・ＦＩＴ・ＦＩＰ制度対象外の再生可能エネルギーへの支援の拡充
・ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量等の情報開示の徹底
・各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続
・事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置等の支援
・事業者による適正な管理の一層の推進
・発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進
・固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置

ア 太陽光発電

令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、太陽光発電全体の普及が鈍化することがないよう、建築物の屋根や壁面への設置等の地域との共生が図られた太陽光発電の導入支援を強化すること。

次世代型太陽電池については、技術的なイノベーションを加速し、社会実装を強力に進めること。特に、日本の固有資源に鑑み優位性を有するペロブスカイト太陽電池については、量産体制を構築するとともに、補助制度の対象となる施設等の要件を緩和すること。

イ 洋上風力発電

再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札とされている洋上風力に関して、発電事業者が撤退した海域については、事業者不在の期間が可能な限り短くなるよう、新制度のもと、速やかな再公募を行うとともに、撤退によって影響を受ける地元関係者への支援を行うこと。その他の既存案件についても公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかを検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。また、浮体式洋上風力については実用化に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。

併せて案件の形成にあたっては、以下に取り組むこと。

（ア）自治体単独では解決困難な課題であり、国が主体的に取り組むこと
・回遊魚の取扱い

・意見を聴く漁業者の範囲の明確化
・船舶の航行ルール
・県域を越えて存在する利害関係者との調整
・発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法の検討

（イ）案件形成にあたり配慮すること
・漁業及び環境への影響
・世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響
・計画地に近接した基地港湾の指定及び事業の進捗に合わせた整備

ウ　その他の再生可能エネルギー

水力については、更なる中小水力の導入促進の観点から、低コスト、高効率を目的とした水車発電機等の開発に係る投資を促進すること。

また、国内において膨大に賦存しているものの十分に活用が進んでいない地熱、温泉熱、地中熱、太陽熱、温度差熱などの再生可能エネルギーについて、利用拡大に向けた技術開発や熱利用としての用途開発を積極的かつ継続的に推進するとともに、強力に普及を進めること。

（3）再生可能エネルギーの地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進にあたっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギーの事業に投資することができるようにすること。また、バイオコークスは、各地域が有する未利用資源の有効活用やエネルギーの循環利用等に資することから、その普及に向け国として各地域の取組を強力に後押しすること。

地域新電力については、地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

3　電力需給対策等の推進について

（1）電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えて、ＬＮＧの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

また、ＡＩ技術の普及により電力需要の急激な増加が予想されることから、国民生活に支障を生じさせないことはもとより、温室効果ガス排出量の増加に繋がらないことにも留意して需給対策を進めること。

（２）省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ＺＥＢ・ＺＥＨ等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

（３）電力等の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、中東情勢の緊迫化などにより、電力をはじめとしたエネルギーの確保が難しくなることが懸念されるため、エネルギー節約や需要抑制については、足下の状況を把握しながら、あらゆる可能性を排除せず臨機応変に対応すること。

さらに、以下の情報については国が責任を持って、あらゆる手段を講じて確実かつ広範に周知を行うこと。

ア　需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報、需給ひっ迫準備情報

イ　電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標と取組及びその効果

ウ　計画停電の準備状況